

案件

枚方市総合福祉センターの指定管理について

健康福祉政策課

1. 政策等の背景・目的及び効果

枚方市総合福祉センター（老人福祉センター及び老人作業所）につきましては、平成18年（2006年）4月1日から指定管理者制度を導入しており、利用者アンケートでは高い満足度を維持するなど、サービスの向上が図られています。

今後も利用者サービスの向上や、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るため、指定管理者の指定期間の満了に伴い、令和6年度（2024年度）において、次期指定管理者の選定を行います。

内容、今後の予定等は、以下のとおりです。

2. 内容

(1) 施設

名 称	所在地
老人福祉センター	枚方市津田東町2丁目26番1号
老人作業所	枚方市中宮山戸町12番15号

(2) 指定管理期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの5年間

(3) 指定管理者の選定方法

公募を実施し、指定管理者選定委員会に諮ります。

3. 実施時期等

令和6年 (2024年)	6月	市民福祉委員協議会へ報告
	7月～10月	指定管理者選定委員会の開催（3回程度）
	11月	市民福祉委員協議会へ報告
	12月	定例月議会へ枚方市総合福祉センターの指定管理者の指定議案提出
令和7年 (2025年)	4月	次期指定管理者による管理運営の開始

4. 総合計画等における根拠・位置付け

(1) 総合計画

- ① 基本目標 2. 健やかに、生きがいを持って暮らせるまち
 施策目標 9. 高齢者が地域でいきいきと暮らせるまち
- ② 計画の推進に向けた基盤づくり
 計画推進3 持続可能な行財政運営を進めます



5. 関係法令・条例等

地方自治法（第244条の2）

老人福祉法（第20条の7）

枚方市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

枚方市総合福祉センター条例

6. 事業費・財源及びコスト

《事業費》 142.5千円

（支出内訳）枚方市指定管理者選定委員会に係る委員報酬

142.5千円（9.5千円×3回×5人）

《財 源》 一般財源：142.5千円

《今後発生するコスト（ランニングコスト等）》 指定管理料 70,134千円/年

（現行の指定管理期間における指定管理料を記載しています。）